（A － B）が負数となるときは0とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の4月1日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前9年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前7年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前5年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和5年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～4　略］

5　前項の場合において、同項本文の規定によつて基準財政需要額から減額し、若しくは基準財政

（A － B）が負数となるときは0とする。

算式の符号

A　当該新市町村に係る合併関係市町村（当該年度の前15年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前14年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前12年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において適用合併を行つた合併関係市町村に限る。以下この章において同じ。）が当該年度の4月1日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第49条の規定によつて算定した基準財政需要額が第50条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前10年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前9年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前7年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間、平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前5年度の4月1日から当該年度の4月1日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは11以上15以下の整数）

1.1 －（n － 10）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは10以上14以下の整数）

1.1 －（n － 9）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは8以上12以下の整数）

1.1 －（n － 7）× 0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和4年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前n年度の4月1日から当該年度の前（n － 1）年度の4月1日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、nは6以上10以下の整数）

1.1 －（n － 5）× 0.2

［2～4　同上］

5　前項の場合において、同項本文の規定によつて基準財政需要額から減額し、若しくは基準財政